様式第2号(第5条関係)

介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度に係る取扱い誓約書

　令和　　　年　　月　　日

　長岡京市長　様

所在地

名称

代表者氏名

　長岡京市介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度実施要綱第5条の規定による受領委任払いの取扱いを届け出るに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

1　住宅改修又は特定福祉用具の販売(以下「住宅改修等」という。)に関しては、関係法令及び長岡京市介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度実施要綱(以下「要綱」という。)等を遵守すること。

2　住宅改修等を行うに当たっては、当該被保険者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、長岡京市介護保険住宅改修費等の受領委任払い制度が利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績を確認すること。

3　住宅改修等を行うに当たっては、長岡京市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

4　住宅改修等にかかる費用については、介護保険負担割合証を確認したうえで、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者から受けるものとし、これを減額し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。

6　業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らさないこと。また、事業者の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を職員との雇用契約の内容とすること。

7 この遵守事項に違反した場合又は不正な手段により受領委任払に係る届出を受けたことが明らかになった場合においては、市長は直ちに当該登録を取り消すものとする。

8　要介護等被保険者から住宅改修等に関し、苦情又は相談があった場合は、要介護等被保険者の状況を詳細に把握するため、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政機関等との協力により適切な対応方法を要介護等被保険者の立場を考慮しながら検討し、対処すること。

9　長岡京市介護保険住宅改修費等の受領委任払い対象事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱様式第4号にて市長に届け出ること。

10　登録を行っていた事業を廃止し、休止し、又は再開する場合には、速やかにその旨を要綱様式第5号にて市長に届け出ること。